

熊本市中央区にある当院は無理やり本震翌日から診療を再開したものの、震災から3カ月間は小児の外来患者さんは激減しました。ボランティア（無償奉仕）で避難所や車中泊のお子さんを巡回しようかとも思いました。

ただ私がそうすると、保険請求ができなくなり医院経営は成立せず、私はともかくうちのスタッフに給料を出せなくなる。この大変な時にお金のことなんか言っな！と怒られるかもしれないが、お金は震災時も大切なことです。

震災時、基本的に医師が避難所で保険診療をすることは禁じられていました。医師が

## 災害時の医療について

一筆



小児科医

駒木 智

2017.4.20

患者さんを探し出し有償の保険診療をすることははいかん！と国が定めているからです。

昨年4月18日に出された

熊本地震に対する厚労省の通知では、「被災地の保険医療機関の医師などが、避難所で診療を行った場合、保険診療として取り扱うのか？」の答えとして「保険診療として取り扱うことができない。（災害救助法の適応になる医療については、県市町村に費用を請求すること）とあります。つまり避難所の医療は、「災

害救助法」で定められているのですが、これが私のような末端の地域医療医はどう扱っているのか分かりません。

地元の開業医は、被災者に寄り添う身近な存在でもありません。もし被災がごく軽い開業医が、近くの避難所や車中泊所で保険診療ができれば、困難な状況下の市民にとって、少しでも安心してもらうたのではないのでしょうか？子どもの医療費や、被害が大きい被災者の自己負担分は後から返ってくるはずですし。